

◆ 介護保険スタート ◆

一宮市は65歳以上の方が支払う保険料を基準月額「2,650円」と決めました。

☆一宮市では、介護保険で要介護と認定された方に市独自の乗せサービス（ホームヘルプサービスなどの回数）は行いません。

ただし、介護保険認定4と5の方に限って「寝たきり老人見舞い金」月額5,000円を支給、訪問理美容サービス利用券が年6回分交付されます。

また、介護認定4と5の市民税非課税世帯には月額6,250円相当の介護用品が給付されます。

認定されなかった自立の方々へは、一宮市の行政サービスがあります。（内容は裏面に）

◆ 今回の介護保険では、限度額を越えてのサービス利用は全額実費負担となっています。

◆ 限度額を越えるサービス実費負担

◆ 今回、利用会員さんである皆さんから、介護保険になっても引き続き「まごころ」での利用希望をたくさんいただきました。これは、いままでの活動を認めていただいたことと、大変嬉しく思っています。

◆ 多数の依頼

また、今まで、当会をご利用下さっている皆様に、介護保険になってもご迷惑をかけないよう、介護保険でサービス利用が出来る用意を致しました。

◆ 「まごころ」では有償の在宅支援や無償のミニデイサービス活動などの助け合い活動と介護保険事業との両方から介護の問題を考えていくことになりました。介護保険が利用者の皆様本位のものになっていくよう、安心の窓口としての役割を担っていきたくと考えています。

四月から「まごころ」の活動が増えました
これまでの助け合い活動に加えて
介護保険事業にも参画します



例えば、国が示した介護単価は身体介護で、一時間未満四千二十円。この四千二十円を実費負担で利用出来る人は限られた人達です。

◆ 当会では、こうしたサービスが足りない方から、有償でのサービス利用の希望をいただいています。在宅支援や移送サービスなど助け合いの活動と介護保険とを合わせてのサービス利用があり、当会は様々な形態でケアを担うことになっていきます。介護の質を問いつつ努力をして参ります。

◆ 有償の活動との組み合わせで様々な内容で支援

一宮市は、今回要介護認定者へ、市独自でサービス回数などを増やす上乗せサービスは行なわないことになっており、サービスが足りない方は、実費負担が心配であれば、苦しいけれども家族介護か、な助け合いの活動を利用するしかありません。

総会ご案内

- ◆ 日時・平成12年4月22日(土) 午後1時～3時30分
- ◆ 会場・一宮スポーツ文化センター 2階 第一会議室
- ◆ 第1部・任意団体「まごころ」第7回定期総会
- ◆ 第2部・特定非営利活動法人「まごころ」第2回定期総会

NO.6 チェック 介護保険

■ 介護保険制度スタート前日の三月三十一日、午後二時。

「Aさんのケア、今度から介護保険でお願いします。内容は今まで通りです」ケアマネージャーから電話が来た。この方が介護保険に認定されるなんて思ってもいなかったから。担当ワーカーさんは「またまた二級の資格がない。人を変えないといけないのに、Aさんから「引き続き同じ人に来てほしい」といわれる。慣れた人がいいのが当然である。このワーカーさんは、当会で講座を受け、まごころの助け合い活動に参加して三年、になる。どこにいかれても皆さんに頼りにされておられる方である。

資格が必要なのは理解出来るが、資格主義には疑問がある。活動が何年以上経験があれば資格を与える制度があってもいいのではないかと思われる。

■ 夜八時、利用者宅へ契約に訪問。ところが大幅なケアプラン変更の申し出があった。

九時、事務所に帰り、担当ケアマネージャーに変更依頼があったことを連絡。電話の向こうも慌ただしそうだった。

ケア依頼をしていた複数のワーカーさんに変更の電話を入れる。その間、他のケアマネージャーから最後のサービス提供表が送られてくる。

九時四十五分、別のケアマネージャーから、「Kさんのケア、明日はお願い出来ませんよ」と心配な声。「大丈夫です。介護保険で出来なくても今まで通りの助け合いの活動でケアさせてもらいますから」とお答えする。このケースは、介護保険で可能なのだが、まだ介護度が出ていない方である。この事業所も今夜は徹夜かもしれない。

その直後「曜日の変更はいけませんか。」と利用者から電話。
■ 今まで与えられる福祉、措置制度が長かったため自分が選択することに慣れておられない。

また、利用者の立場で作られた契約書にしても、かなりの分量であり、説明を聞いていただくのも負担をしいている。

今回の介護保険制度は未成熟なスタートであり、利用者も関係者も混乱をきたしているのは事実である。安心して暮らせる本当の意味での介護保険制度になっていくことを切に望みたい。

